

# 登別市地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱

## 第1 目的

登別市が行う指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対する運営指導は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第83条、第115条の17及び第115条の27の規定に基づき実施し、そのサービス事業者等の介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 指導

### 1 指導対象

サービス事業者等を対象とする。

### 2 現況報告

サービス事業者等から毎年4月1日を基準日とする現況報告書を5月末日までに提出させる。

### 3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

#### (1) 実地指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

#### (2) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

### 4 指導対象の選定

指導対象の選定は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を標準として実施する。

なお、選定に当たっては、利用者、投書等の情報のみならず、北海道国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムによる情報などを活用する。

#### (1) 実地指導対象の選定基準

ア 実地指導は、原則6年に1回実施することとし、新規に指定したサービス事業者等は指定後2年以内に実施する。

イ 前年度実地指導において、文書指導のあったサービス事業者等の中から、当該年度も実地指導を必要と認められるものを対象に実施する。

ウ その他特に実地指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(2) 集団指導対象の選定基準

集団指導の必要がある事業所を対象に実施する。

(3) 特定事業所の指導

特定事業所の指導については、前2号の規定にかかわらず、必要に応じて実施する。

5 指導方法等

(1) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となるサービス事業者等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

実地指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式で実施する。

エ 指導体制

2名以上で指導体制を編成する。

オ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、後日文書によって通知するものとする。

#### カ 改善状況報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

#### キ 指導後の措置

##### (ア) 再度の实地指導

实地指導の結果、文書で指導した事項について改善が不十分と認められるサービス事業者等については、再度の实地指導を実施する。

##### (イ) 監査

实地指導の結果、第3の2に定める「監査対象の選定基準」に該当する場合は、監査を実施する。

#### (2) 集団指導

##### ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

##### イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付するなど、必要な情報提供に努めるものとする。

#### 6 自主点検に伴う自主返還

实地指導において、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

### 第3 監査

#### 1 監査対象

第3の2の「監査対象の選定基準」に該当するサービス事業者等を対象とする。

#### 2 監査対象の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

なお、監査対象の選定に当たっては、事前の实地指導の有無にかかわらず選定基

準に該当する場合は、監査対象とする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 法第78条の4、第81条、第115条の14及び第115条の24に規定する基準に重大な違反があったと疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる指導によっても介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。

### 3 監査実施通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

### 4 出席者

監査にあたっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

### 5 監査体制

2名以上で監査体制を編成する。

### 6 監査後の措置

#### (1) 行政上の措置

##### ア 内容

行政上の措置は、法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29の規定に基づく指定の取消し等、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づく勧告、命令等（以

下「取消処分等」という。)とする。

#### イ 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

#### ウ 行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立てに関する事項等について文書により通知する。

なお、取消処分等に至らないと認められる場合には、実地指導に準じた指導を行う。

### (2) 経済上の措置

ア 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬請求に関し、不正又は不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、北海道国民健康保険団体連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう措置する。

これにより難しいときは、返還金額を当該サービス事業者等から直接市に返還させるよう措置する。

イ 返還の対象となった介護給付費に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、当該サービス事業者等に対して、当該負担額を要介護者等に返還するよう指導する。

また、当該要介護者等にその旨通知する。

ウ 監査の結果、介護給付費等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は、原則として過去5年間とする。

## 第4 その他

運営指導に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。